

教育委員会

議案第97号令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会の所管する部分について

議案第97号令和6年度大津市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会の所管する部分についてご説明申し上げます。

歳出についてご説明申し上げます。

予算説明書22ページ、23ページをお願いします。

款10教育費、項5社会教育費、目5公民館費、説明欄1公民館管理運営費につきましては、旧滋賀公民館で発行した広報誌に係る著作物使用料相当額の損害賠償金の補正です。

以上、議案第97号令和6年度大津市一般会計補正予算第5号のうち、教育委員会が所管する部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い申し上げます。